

報告第 3 4 号

公平委員会の取扱いの変更について

合併協議項目のうち「一部事務組合等の取扱い」中、公平委員会の取扱いについて変更したので別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 1 月 2 8 日 提出

海部西部 4 町村合併協議会
会 長 井 桁 諭

海部西部 4 町村合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協 議 項 目	1 3 一 部 事 務 組 合 等 の 取 扱 い	協 議 細 目	
調整の方針	1．海部西部広域事務組合については、合併の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にその事務、財産及び職員については、すべてを新市に引き継ぐものとする。 2．海部地区休日診療所組合、海部津島環境事務組合、海部南部水道企業団及び海部津島水防事務組合については、合併の前日において当該組合から脱退し、新市において新たに当該組合に加入する。 3．愛知県市町村職員退職手当組合については、合併の前日において、当該組合から脱退し、新市において新たに当該組合に加入する。 4．その他 4 町村以外にも構成団体がある協議会等については、合併の前日をもって当協議会から脱退し、新市において新たに当協議会に加入又は調整するものとする。 5．海部津島土地開発公社については、合併前から 4 町村が当公社に加入しているため、引き続いて当公社へ加入する。 6．株式会社 名古屋西流通センターの出資金については、新市に引継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。		
変 更 前 の 調 整 方 針		変 更 後 の 調 整 方 針	
事務委託に係る調整方針 ・公平委員会の事務の委託 公平委員会の取扱い（事務委託）については、合併の日の前日をもって規約を廃し、新市において事務委託契約の内容により合併の日に締結する。		事務委託に係る調整方針 ・公平委員会の事務の委託 愛知県に対する公平委員会の事務委託については、合併の日の前日までとし、新市において公平委員会を設置する。	
参 考 資 料			
地方自治法 （委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止） 第 1 8 0 条の 5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は左の通りである。 一、 教育委員会 二、 選挙管理委員会 三、 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあっては公平委員会 2 略		地方公務員法 （人事委員会又は公平委員会） 第 7 条 略 2 略 3 人口 1 5 万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。 4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第 8 条第 2 項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。 （人事委員会又は公平委員会の権限） 第 8 条 略 2 公平委員会は、左に掲げる事務を処理する。 一、 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。 二、 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。 三、 前二号に掲げるものを除くほか、法律に基づきその権限に属しめられた事務 （人事委員会又は公平委員会の委員） 第 9 条 人事委員会又は公平委員会は、 3 人の委員をもって組織する。 2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。	